居宅介護支援事業所運営規程

介護老人保健施設やまざくら居宅介護支援事業所運営規程

事業の目的

第１条　この規程は、特定医療法人俊仁会が開設する指定居宅介護事業所介護老人保健施設やまざくら（以下「事業所」という。）の適切な運営事業を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある者（以下「要介護者」という。）に対し、適正な居宅介護支援を提供する事を目的とする。

運営の方針

第２条　事業所の介護支援専門員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

２　　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

事業所の名称等

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

一　名　称　介護老人保健施設やまざくら

二　所在地　寄居町大字末野２１０９

職員の職種、員数及び職務内容

第４条　事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

一　管理者　１名

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二　介護支援専門員　３名以上（専従）

介護支援専門員は、居宅介護支援事業を行い、要介護者の能力に応じた自立した日常生活を営む事ができるよう援助を行う。

営業日及び営業時間

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

一　営業日　月曜日から土曜日までとする。ただし、１２月３０日から１月３日まで及び祝祭日を除く。

二　営業時間　８時３０分から１７時３０分までとする。

三　連絡体制　電話等により、２４時間常時連絡が可能な体制をとる。

居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等

第６条　居宅介護支援の提供方法、内容は次のとおりとし、利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

一　相談の場所　　相談室（必要に応じて居宅訪問を実施）
二　課題分析表の種類　MDS－HS、　３団体方式に基づく簡易アセスメント表による
三　サービス担当者会議開催場所　相談室（必要に応じて居宅）
四　居宅訪問の頻度　少なくとも月１回以上
五　モニタリングの結果記録　　月１回

2　第７条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う居宅介護支援にたいしては、訪問するに当たり、交通機関を利用した場合は、交通機関利用区間分の費用を徴収する。自動車を使用した場合は、以下のとおりとする。

通常の事業の実施地域を越えた地点から、10 キロメートルまで　500 円
以降１キロメートル増すごとに　50 円加算

3　前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

通常の実施地域

第７条　通常の事業の実施地域は、寄居町、深谷市の一部（旧花園町、旧川本町）、美里町、長瀞町の区域とする。

虐待防止に関する事項

第８条　事業所は利用者の人権の擁護・虐待等の防止の為、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
(2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の実施
(3) その他虐待防止のために必要な措置

その他運営についての留意点

第 9 条　事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

一　採用時研修　採用後一ヶ月以内
二　継続研修　　年一回以上

2　従業者は職務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4　この規程に定めるほか、運営に必要な事項は理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

事業継続計画

第 10 条　事業継続計画（BCP）の策定にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

衛星管理

第 11 条　感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し提示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

この規定は令和 5 年 11 月 1 日から施行する。

平成 15 年 5 月 1 日　改定

平成 16 年 10 月 1 日　改定

平成 20 年 7 月 1 日　改定

平成 21 年 6 月 1 日　改定

平成 23 年 4 月 1 日　改定

平成 24 年 5 月 1 日　改定

平成 24 年 10 月 1 日　改定

平成 25 年 7 月 1 日　改定

平成 26 年 11 月 11 日　改定

平成 27 年 4 月 1 日　改定